

ページ

現 行

改 訂 案

関西防災・減災プラン  
(原子力災害対策編)



平成 31 年 3 月改訂  
(平成 25 年 6 月改訂)  
(平成 24 年 3 月策定)

関西広域連合  
広域防災局

関西防災・減災プラン  
(原子力災害対策編)

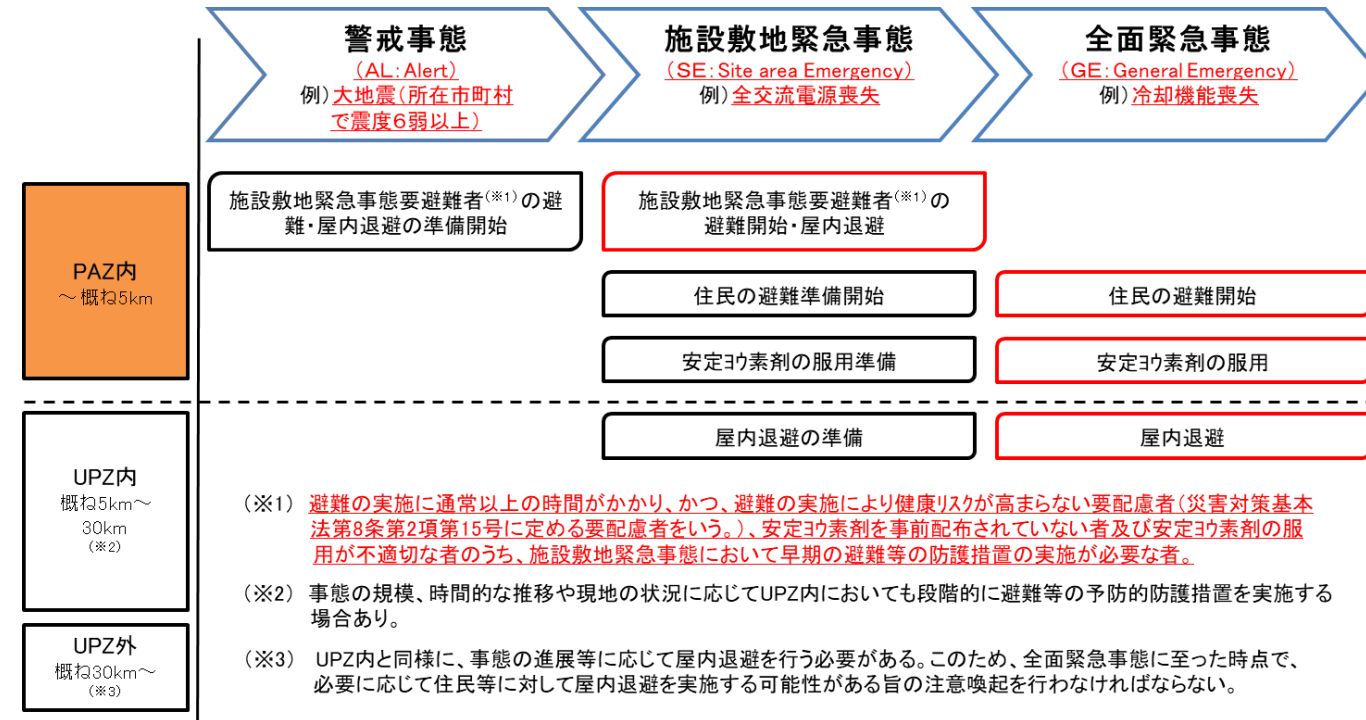
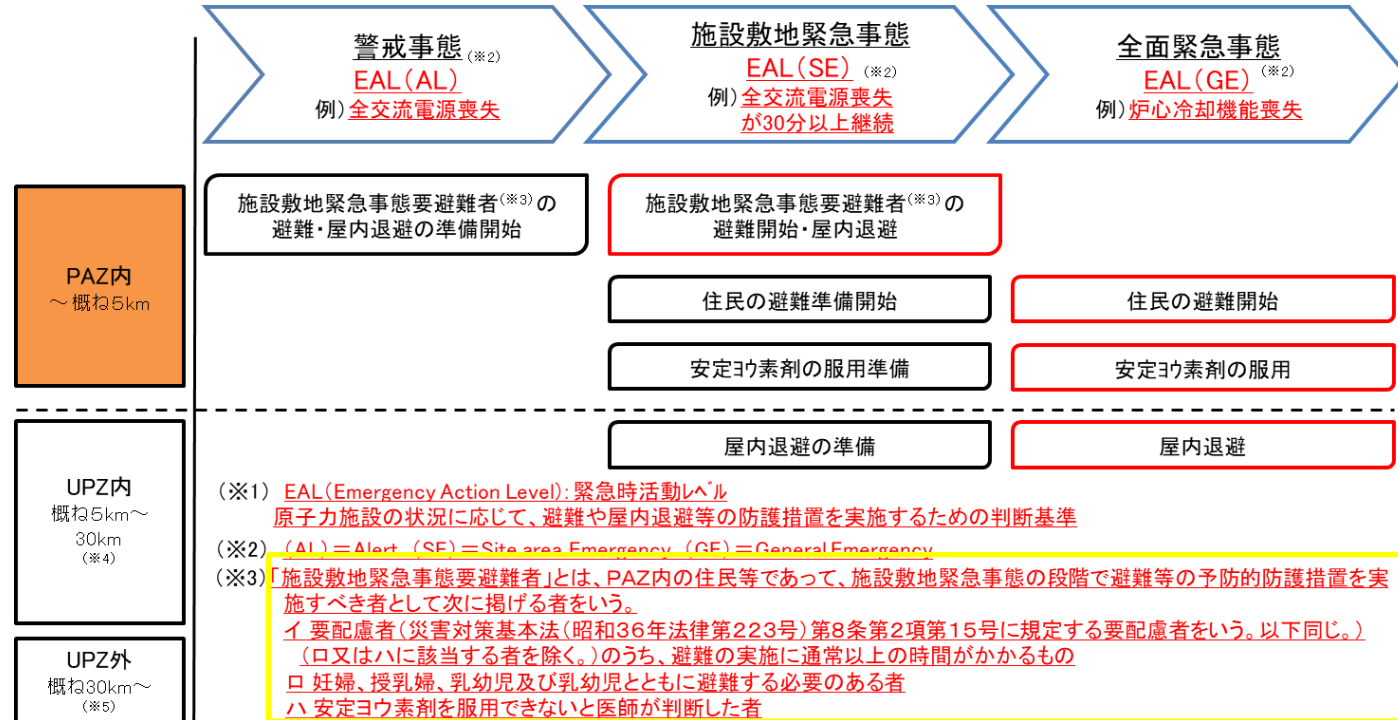
【最終案】

※網掛けは、第 1 回計画策定委員会後の修正箇所です。  
以下、該当部分のみ抜粋しています。



令和〇年〇月改訂  
(平成 31 年 3 月改訂)  
(平成 25 年 6 月改訂)  
(平成 24 年 3 月策定)

関西広域連合  
広域防災局

ページ	現 行	改 訂 案
5	<p><b>I 総論</b></p> <p>6 緊急事態の防護措置について</p> <p>(1) 緊急事態区分と防護措置の概要</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の形態や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要となる。緊急事態の初期対応段階は、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分<sup>※1</sup>される。</p> <p>※1 緊急事態区分とその判断基準（EAL：Emergency Action Level(緊急時活動レベル)）については、P <a href="#">41.42</a> 参照</p>  <p>※「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」(福井エリア地域原子力防災協議会(平成29年10月25日))抜粋</p>	<p><b>I 総論</b></p> <p>6 緊急事態の防護措置について</p> <p>(1) 緊急事態区分と防護措置の概要</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の形態や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要となる。緊急事態の初期対応段階は、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分<sup>※1</sup>される。</p> <p>※1 緊急事態区分とその判断基準（EAL：Emergency Action Level(緊急時活動レベル)）については、P <a href="#">42.43</a> 参照</p>  <p>※「美浜地域の緊急時対応」(福井エリア地域原子力防災協議会(令和3年1月5日))を元に作成 【美浜地域の緊急時対応策定（R3.1）】 【原子力災害対策指針改正（R3.7）】</p>
17	<p><b>II 災害への備え</b></p> <p>6 広域避難体制の整備</p> <p>(1) 想定される広域避難</p> <p>② 避難の形態（基本パターン）</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難</p> <p>避難行動要支援者については、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備を行うとともに、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早い段階から行い、迅速な避難を実施する必要がある。</p> <p>PAZ内においては、警戒事態で避難の準備を開始し、施設敷地緊急事態で避難を開始するが、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に移動する。UPZ内においては、施設敷地緊急事態で屋内退避の準備を開始し、全面緊</p>	<p><b>II 災害への備え</b></p> <p>6 広域避難体制の整備</p> <p>(1) 想定される広域避難</p> <p>② 避難の形態（基本パターン）</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難</p> <p>避難行動要支援者については、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備を行うとともに、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早い段階から行い、迅速な避難を実施する必要がある。</p> <p>PAZ内においては、警戒事態で避難の準備を開始し、施設敷地緊急事態で避難を開始するが、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に移動する。UPZ内においては、施設敷地緊急事態で屋内退避の準備を開始し、全面緊</p>

関西防災・減災プラン 原子力災害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案
22	<p>急事態で屋内退避を実施する。事態が進展し、避難等が必要となった際には、避難等を実施する。</p> <p>なお、所在県及び関係周辺府県は、医療機関入院患者、社会福祉施設入所者及び介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者について、府県内で避難先の施設や福祉避難所等を確保することを原則とするが、何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が使用できない場合などの時には、所在県及び関係周辺府県が受入先を調整する。</p> <p>また、所在県及び関係周辺府県は、管内の関係市町に対して、平時から避難行動要支援者の支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で避難行動要支援者名簿を共有するとともに、避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画及び一人ひとりの個別計画を策定するよう働きかける。</p> <p>(2) 広域避難体制の整備 ② 避難所の確保 ア 構成団体の対応 <u>(新設)</u></p>	<p>急事態で屋内退避を実施する。事態が進展し、避難等が必要となった際には、避難等を実施する。</p> <p>なお、所在県及び関係周辺府県は、医療機関入院患者、社会福祉施設入所者及び介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者について、府県内で避難先の施設や福祉避難所等を確保することを原則とするが、何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が使用できない場合などの時には、所在県及び関係周辺府県が受入先を調整する。</p> <p>また、所在県及び関係周辺府県は、管内の関係市町に対して、平時から避難行動要支援者の支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で避難行動要支援者名簿を共有するとともに、避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画及び一人ひとりの個別<u>避難</u>計画を<u>作成</u>するよう働きかける。<u>管内の関係市町は、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿を作成のうえ、個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p>【災害対策基本法改正（R3.5）、第1回計画策定委員会意見反映】</p> <p>(2) 広域避難体制の整備 ② 避難所の確保 ア 構成団体の対応 <u>なお、感染症流行下において、所在県及び関係周辺府県は、所在市町及び関係周辺市町の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対して、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p>【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））、事務局修正】</p>
39	<p>Ⅲ 災害への対応</p> <p>【初期対応段階】</p> <p>2 屋内退避、避難収容等の防護活動 (1) 屋内退避、避難等の防護活動の実施 ② 広域連合及び構成団体、連携県の対応 ウ その他の広域的な対応 (応援職員の派遣)</p> <p>広域連合は、避難等の防護措置の実施に伴い、所在県、関係周辺府県、その他の構成団体、連携県からの派遣の要請があった場合は、構成団体及び連携県と連携して、速やかに応援職員の派遣を調整する。</p> <p>【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））、第1回計画策定委員会意見反映】</p> <p>なお、応援職員のニーズ情報が得られない場合でも、事故状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、所在県、関係周辺府県等からの要請がなくても応</p>	<p>Ⅲ 災害への対応</p> <p>【初期対応段階】</p> <p>2 屋内退避、避難収容等の防護活動 (1) 屋内退避、避難等の防護活動の実施 ② 広域連合及び構成団体、連携県の対応 ウ その他の広域的な対応 (応援職員の派遣)</p> <p>広域連合は、避難等の防護措置の実施に伴い、所在県、関係周辺府県、その他の構成団体、連携県から応援職員の派遣の要請があった場合は、構成団体及び連携県と連携して、速やかに応援職員の派遣を調整する。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、構成団体及び連携県は、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するとともに、派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。また、構成団体及び連携県は、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>なお、応援職員のニーズ情報が得られない場合でも、事故状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、所在県、関係周辺府県等からの要請がなくても応</p>

関西防災・減災プラン 原子力災害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案
51	<p>援職員を確保し送り込む「プッシュ型」の職員派遣を遅滞なく判断する。</p> <p>3 広域避難の調整            (1) 広域避難の調整            ① 避難元府県及び避難元市町の役割            ウ 避難所の運営</p> <p>避難所の開設は、避難先市町村の協力により施設管理者が実施し、開設当初の運営については、一定程度の役割を避難先市町村が担うことが期待されるが、避難先市町村は、通常の行政サービスを行う必要があるため、速やかに、避難元市町又は避難者による自主運営へと運営体制を切り替える。</p> <p style="text-align: right;">【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））】</p> <p>なお、避難所の開設期間は、目安として2か月を上限とする。</p>	<p>援職員を確保し送り込む「プッシュ型」の職員派遣を遅滞なく判断する。</p> <p>3 広域避難の調整            (1) 広域避難の調整            ① 避難元府県及び避難元市町の役割            ウ 避難所の運営</p> <p>避難所の開設は、避難先市町村の協力により施設管理者が実施し、開設当初の運営については、一定程度の役割を避難先市町村が担うことが期待されるが、避難先市町村は、通常の行政サービスを行う必要があるため、速やかに、避難元市町又は避難者による自主運営へと運営体制を切り替える。</p> <p><u>避難先市町村と避難元市町は連携のうえ、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>なお、避難所の開設期間は、目安として2か月を上限とする。</p> <p><u>※新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大がみられる場合は、所在市町及び関係周辺市町の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</u></p> <p style="text-align: right;">【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5、R2.5））、事務局修正】</p>